

岡崎市監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年5月31日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書（こども部保育課）

令和5年3月30日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第20号関係分

令和5年11月29日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
私立保育所施設整備費等補助金（施設整備補助金）の実績報告について、証拠書類の内容確認が十分に行われていなかったため、適正な処理をされたい。	岡崎市私立保育所施設整備費等補助金交付要綱第8条に規定する『市長が必要と認める書類』に、従来の収支決算（見込）書、契約書又は請書の写し、完了後の整備箇所の写真に加え、「領収書の写し等」整備に要した費用の支払いを確認する書類を追加し、令和6年4月1日付けで要綱（様式第5号）の改正を行った。 本要綱に基づき、領収書等の証拠書類により支払い内容の確認を十分に行うよう改めた。